

新型コロナウイルス禍による審査日程の変更/延期について

新型コロナウイルス感染予防のために、審査日程の変更/延期をご希望される場合の対応についてご案内させていただきます。

- 審査日程の変更/延期をご希望の場合は、継続審査、再認証審査共に、文書またはメールにて審査日程変更のご依頼をお送りください。（規定の様式の用意はございません）

注： お電話でご連絡をいただいた場合にも、別途文書又はメールでご依頼をお願いいたします。

- ご依頼内容を確認させていただき、当ご案内の適用が可能と判断された場合は以下の対応となります。

注： 1. 新型コロナウイルス感染拡大につきましては、日々状況が変化しております。今回ご案内の内容につきましても、今後変更が生じる場合がございます。

2. 多くの組織様に変更のご依頼をいただいた場合、予定されていた審査員が担当できない、ご希望のお日にちに変更ができない等が想定されますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

継続審査日程の変更/延期をご希望の場合

- ◆ 審査基準日（直近の再認証審査の最終日）から90日以内まで審査を実施することが認められました（通常は3週間程度以内）。
☆ 変更となります審査日程をご相談の上決定させていただきます。
- ◆ 審査が90日以内に実施できない場合には、一旦認証は一時停止となります。その後、更に6か月以内に一時停止を解除するための審査（通常は継続審査同等のもの）を受けていただくこととなります。この間、貴社におかれましても一時停止の措置をお取りいただくこととなります。
☆ この場合には別途ご相談・ご説明をさせていただきます。

再認証審査日程の変更/延期をご希望の場合

- ◆ 認証の延長の可否を確認する臨時審査を受けていただくことにより、有効期限を6か月延長することが可能になります。
- ◆ この臨時審査の目的は、内部監査プロセス及びマネジメントレビュープロセスの有効性をレビューし、認証の有効期限の延長が妥当かを判断することです。よって、従来の再認証審査の一部又は代わりに行われるものではありません。
 - ☆ この審査は認証の変更について確認するもの（拡大審査）でもありません。
- ◆ 認証の延長を確認する臨時審査の見積書をご提出いたします。
- ◆ 遅くとも現在予定されている再認証審査日程までに次の書類を提出していただき、書類のレビュー（必要な場合は電話・メール等による確認を含む）により臨時審査を実施いたします。
 - 前回の審査以降に実施された直近のマネジメントレビューの記録
 - 内部監査プログラムが遂行されていることの証拠として内部監査計画及び記録
- ◆ 臨時審査により認証の延長が決定された後、現在の有効期限から6か月先の期限で証書が発行されます。
- ◆ 変更される再認証審査の日程をご相談させていただきます。延長された6か月後の有効期限までに本来の再認証審査を終了し、証書の再発行が必要となります。
- ◆ 再認証審査が行われた後に、有効期限は元の有効期限から3年後になり、証書が再発行されます。（延長された有効期限は引き継がれません）

臨時審査の料金：

審査は有料となり、1規格につき次の工数を使用します。（既に予定されている再認証審査とは別になります）

審査工数 0.5 人・日 及び 認証決定審査 0.5 人・日 = 計 1 人・日

（注：複数の規格を同時に延長する場合は規格ごとに必要となります）

問い合わせ先：(株)日本エイ・ビー・エス・キューイー

qe@abs-gr.co.jp

弊社では新型コロナウイルス感染予防のため、時差出勤及び一部テレワークを実施しております。

このため、お手数ですがメールにてお問合せをいただきますようお願い申し上げます。